

【日吉法学部】2020年度秋学期末追加試験について

日吉学生部

(2021年1月13日更新)

塾生サイト、keio.jpのニュース等で案内しているとおり、2020年度秋学期末定期試験での対面試験は中止となりました。

対面試験を実施予定であった科目は、試験形態の変更がされています。

追加試験は、定期試験期間中に実施された試験科目※(外国語科目を除く)が対象となりますので、変更後の試験形態を確認の上、手続きを行ってください。

※試験形態がレポートの場合、追加試験申込の対象にはなりません。

1. 対象

外国語科目・演習科目を除き、秋学期末定期試験期間中に試験を行う科目。
他キャンパス設置科目の追加試験申し込みも以下の要領で申請してください。

2. 申込手続

申込方法 <https://forms.gle/Tgx7PhmEhuh9FGk9>
申込期間 12月23日(水)～1月22日(金)AM 11:30まで(時間厳守)

3. 受験資格

- (1) 電車の遅延 交通機関が発行する遅延証明書のアップロードが必要。
*電車の遅延に限ります(バスは不可)。
*認められるのは自宅(大学に登録されている自宅住所)からの経路に限ります。
*追加試験の申込受付は原則として遅延の当日中です。
*自己都合による遅れを含む場合は認められません。
- (2) 文部科学省が指定する学校伝染病 当該科目の定期試験実施日に罹患していたことを証明する医療機関発行の診断書(注)のアップロードが必要(診断書がない場合、一切申し込むことはできません)。
注 診断書には感染症であることが分かる病名と、出席停止期間として試験欠席日を含んでいることが必要。
- (3) 上記(2)以外の病気 当該科目の定期試験実施日に罹患していたことを証明する医療機関発行の診断書(注)のアップロードが必要(診断書がない場合、一切申し込むことはできません)。
注 診断書には安静を要する日として試験欠席日を含んでいることが必要。
- (4) 葬儀(2親等以内) 保証人による理由書と会葬礼状など事実を客観的に証明する書類のアップロードが必要。
- (5) その他 上記以外の理由による追加試験申し込みは、学習指導担当教員がやむを得ない理由と判断した場合に限り可能です。申請時に、理由を詳細に入力してください。また、試験欠席の理由を明らかにできる証明書等がある場合は必ずアップロードしてください。
注 アルバイト、ボランティア活動、各種大会出場などは申請理由として認められません。

※受験理由が(3)、(5)の場合、原則として定期試験による成績評語の一段下の評語になります。

※申請後に学習指導教員による面談が行われる場合があります。該当者には学生部から連絡をしますので必ず電話に出られるようにしてください。連絡がとれず面接を実施できない場合には不許可となります。

※申請後はkeio.jpのメッセージを毎日必ず確認するようにしてください。指示された所定の期日までに返信が無い場合や、申請が不適當であると判断された場合、追加試験受験は一切認められません。

4. 追加試験日程

時間割発表 2月15日(月)18:00(予定) 塾生サイト「定期試験・追加試験」
試験日 2月22日(月)・23日(火祝)・24日(水)(予定)

5. 注意事項

- ・2020年度秋学期は追加試験の受験料は無料です。
- ・追加試験の申請において虚偽の申告を行った場合は不正行為とみなされます。
- ・自己都合による遅刻、試験開始時間の記憶違い等の個人的なミスによる定期試験の未受験によって追試を申し込むことはできません。
- ・定期試験期間内に受験した科目の追試の申込は一切受け付けません。
- ・追加試験を欠席した場合、いかなる理由があっても再度追加試験を申し込むことはできません。

以上